議案第39号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

逗子市長 平 井 竜 一

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4 第2項」を「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項」に改め る。

- (1) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)第3条
- (2) 逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年逗子市条例第25号)第23条第2項
- (3) 逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 27年逗子市条例第5号)第10条第3項第1号

附則

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)の公布に伴い、関係条例の整理をする要あるため提案する。